

## 審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名：災害対策基本法施行令
根 抱 条 項：第33条第1項
処 分 の 概 要：緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：奈良県知事、奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
<b>審 査 基 準：</b> 車両の使用者の申出を受けた奈良県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、災害応急対策を実施するための車両であること。
標 準 处 理 期 間：1日
申 請 先： 確認及び申請は、警察本部、警察署、交通検問所等に行ってください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通規制課指導係 （電話 0742-23-0110）
備 考：

## 審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名：災害対策基本法施行令
根 抱 条 項：第33条第2項
処 分 の 概 要：災害発生前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：奈良県知事、奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
<b>審 査 基 準：</b> 車両の使用者の申出を受けた奈良県公安委員会は、当該車両が災害対策基本法第50条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、災害応急対策を実施するための車両であること。
標 準 处 理 期 間：30日
申 請 先： 警察本部交通部交通規制課、警察署等に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通規制課指導係 （電話 0742-23-0110）
備 考：

## 審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名：災害対策基本法施行規則
根 抱 条 項：第6条の3第1項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：奈良県知事、奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条の3第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 处 理 期 間：14日
申 請 先： 警察本部交通部交通規制課、警察署等に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通規制課指導係 （電話 0742-23-0110）
備 考：

## 審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名：災害対策基本法施行規則
根 抱 条 項：第6条の4第1項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：奈良県知事、奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 处 理 期 間：14日
申 請 先： 警察本部交通部交通規制課、警察署等に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通規制課指導係 （電話 0742-23-0110）
備 考：